

2023年5月2日

保護者の皆様へ

修道中学校・修道高等学校
校長 田原俊典

2023年5月8日以降の新型コロナウイルスへの対応について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より本校教育につきましては、格別のご理解とご支援をいただき深く感謝しております。

すでにご承知の通り、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが2023年5月8日に「5類感染症」に移行します。感染予防対策を継続して実施することの重要性は言うまでもないことですが、この度の移行に伴い、新型コロナへの対応も一部変更いたします。

変更点

- ①新型コロナと診断された場合、これまでの発症後7日間の出席停止が基本的には5日間へと短縮されます。(発症日はカウントしない) 新型コロナ感染による欠席はこれまでと同様に「特別欠席」扱いとします。

療養期間については以下の通りです。

発症日

| 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日 |
|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 有症状 | 軽快 | 軽快1日目 | | | | 療養解除 | |
| 有症状 | 有症状 | 軽快 | 軽快1日目 | | | 療養解除 | |
| 有症状 | 有症状 | 有症状 | 軽快 | 軽快1日目 | | 療養解除 | |
| 有症状 | 有症状 | 有症状 | 有症状 | 軽快 | 軽快1日目 | 療養解除 | |
| 有症状 | 有症状 | 有症状 | 有症状 | 有症状 | 軽快 | 軽快1日目 | 療養解除 |

補足)

* 軽快後1日は様子を見る必要があるため、発症後5日目に軽快となった場合には6日目には出席停止で7日目から登校可能。発症日の翌日1日目～4日目に軽快になった場合には発症後6日目から登校が可能。

* 発症後は10日間はマスク着用が望ましい。

- ② 2023年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行わないことになりました。従来は家族等が新型コロナに罹患した結果として濃厚接触者となった場合は外出自制が求められていましたが、新型コロナウイルスへの感染が確認されていない者については直ちに出席停止の対象とする必要はなくなりました。ただし約7日間にわたり発症のリスクがあるので、体調には十分注意し、マスクを着用するなど感染対策を講じることが望ましいと考えます。

またいくつか留意点をあげておきます。

- ① 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには無理をせずに、休養を十分にとることが重要です。ただし、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難な場合もあることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限することはありません。
- ② 発熱等の風邪症状があっても新型コロナに感染していることが確認できていない場合に直ちに出席停止の措置をとることはしません。その際、欠席をした場合には普通欠席扱いとしますが、後に新型コロナに感染したことが判明した場合、さかのぼって特別欠席扱いとします。
- ③ 学校で生徒に発熱等の症状が見られた場合には、安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。また、受診を勧め、受診状況を保護者から聴き取り、状況に応じた対応をしますが、受診や検査については義務的なものではなく、最終判断は本人や保護者の意向に基づいて行ってください。
- ④ 同居家族に高齢者や基礎疾患がある場合、あるいは生徒自身が医療的ケアを必要としたり、基礎疾患があることにより重症化するリスクが高い場合など、感染に対する不安があり欠席する場合には学校の方にご相談ください。
- ⑤ 新型コロナウイルスに感染した生徒が出席停止期間を経て登校する際には陰性証明や医療機関が発行する検査結果を学校に提出する必要はありません。